

令和5年8月定例会

議 案 参 考 資 料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 4 8 号) 【継続審議】

令和 6 年度から令和 9 年度使用久喜市立小学校教科用図書 研究調査結果報告等資料（学校からの研究報告結果・選定 委員会投票結果）	1
--	---

(議案第 5 4 号)

久喜市教育集会所条例の一部改正に伴う新旧対照表	3
久喜市教育集会所運営委員会条例の一部改正に伴う新旧対 照表	4
久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	5

(議案第 5 5 号)

久喜市教育集会所条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照 表	6
---------------------------------	---

(議案第 5 6 号)

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対 照表	9
----------------------------------	---

学校からの研究報告結果・選定委員会投票結果（小学校）

※「選定委員会」の欄には、4人の選定委員から5点満点で採点した合計得点を記入。

※「学校結果」の欄には、学校が5点満点で採点した21校分の合計得点を記入。

※特別支援に係る教科については、学校による調査研究はなし。専門部会の調査結果をもとに4名がふさわしいと思う場合に○と記入。

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
国 語 (国語)	2	東書	77	16	38	光村	100	20
	17	教出	79	15				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
国 語 (書写)	2	東書	77	16	38	光村	92	20
	17	教出	76	14				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
社 会 (社会)	2	東書	94	20	116	日文	80	16
	17	教出	80	13				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
社 会 (地図)	2	東書	82	15	46	帝国	98	20

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
算 数	2	東書	97	20	17	教出	70	13
	4	大日本	72	14	61	啓林館	69	13
	11	学図	68	13	116	日文	73	16

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
理 科	2	東書	83	16	17	教出	82	14
	4	大日本	72	13	26	信教		
	11	学図	85	20	61	啓林館	74	14

※26信州教育出版社（信教）は、見本本の提供が無かった為、学校からの研究報告結果及び選定委員会投票結果はありません。

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
生 活	2	東書	91	15	26	信教		
	4	大日本	74	12	38	光村	81	16
	11	学図	95	20	61	啓林館	75	13
	17	教出	82	14				

※26信州教育出版社（信教）は、見本本の提供が無かった為、学校からの研究報告結果及び選定委員会投票結果はありません。

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
音 楽	17	教出	81	15	27	教芸	95	20

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
図画工作	9	開隆堂	93	20	116	日文	80	14

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
家 庭	2	東書	86	15	9	開隆堂	91	20

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
体 育 (保健)	2	東書	84	16	207	文教社	67	12
	4	大日本	74	13	208	光文	85	17
	50	大修館	76	14	224	学研	87	20

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
外国語 (英語)	2	東書	87	20	17	教出	71	12
	9	開隆堂	82	16	38	光村	73	12
	15	三省堂	70	12	61	啓林館	66	12

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
特別の教科 (道徳)	2	東書	83	16	116	日文	72	12
	17	教出	74	13	208	光文	78	12
	38	光村	75	12	224	学研	95	20

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
こくご (特別支援)	2	東書	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
さんすう (特別支援)	17	教出	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
せいかつ (特別支援)	2	東書	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
おんがく (特別支援)	2	東書	—	○

久喜市教育集会所条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）										
(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="486 1160 582 2033"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>久喜市野久喜集会所</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	久喜市野久喜集会所	略	(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="478 259 627 1146"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>久喜市野久喜集会所</td><td>略</td></tr> <tr> <td>久喜市内下集会所</td><td>久喜市鷺宮160番地11</td></tr> </table>	名称	位置	久喜市野久喜集会所	略	久喜市内下集会所	久喜市鷺宮160番地11
名称	位置										
久喜市野久喜集会所	略										
名称	位置										
久喜市野久喜集会所	略										
久喜市内下集会所	久喜市鷺宮160番地11										

久喜市教育集会所運営委員会条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（設置） 第1条 久喜市教育集会所（以下「集会所」という。）の円滑な運営を図るため、久喜市教育集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を<u>設置</u>する。 （委員の委嘱） 第3条 略 （1）略 （2）<u>地域</u>の住民代表者 （3）・（4）略 （委員の定数） 第4条 <u>委員会</u>の委員の定数は、<u>17人</u>以内とする。	（設置） 第1条 久喜市教育集会所（以下「集会所」という。）の円滑な運営を図るため、久喜市野久喜集会所運営委員会及び久喜市内下集会所運営委員会（以下これらを「委員会」という。）を<u>設置</u>する。 （委員の委嘱） 第3条 略 （1）略 （2）<u>地区</u>住民代表者 （3）・（4）略 （委員の定数） 第4条 <u>久喜市野久喜集会所運営委員会の委員の定数は、13人以内とし、久喜市内下集会所運営委員会の委員の定数は、15人以内とする。</u>

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及費用弁償に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）			現行条例（旧）		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
区分	略	報酬の額	区分	略	報酬の額
略	略	略	略	略	略
教育集会所運営委員会	略	略	野久喜集会所運営委員会	略	略
			内下集会所運営委員会	委員	日額 6,000円
略	略	略	略	略	略

久喜市教育集会所条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(利用の許可) 第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ<u>教育集会所利用許可申請書</u>（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の許可は、<u>教育集会所利用許可書</u>（様式第2号）を交付して行うものとする。	(利用の許可) 第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ<u>久喜市教育集会所利用許可申請書</u>（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の許可は、<u>久喜市教育集会所利用許可書</u>（様式第2号）を交付して行うものとする。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)
教育委員会利用許可申請書

年 月 日

代表者 住所
団体名
氏 名
電 話

久喜市教育委員会 あて

下記のとおり利用したいので申請します。

記

1	利用日時	年 月 日 時 ~ 時
2	利用目的	
3	利用施設	
4	利用人員	計 人

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)
久喜市教育委員会利用許可申請書

年 月 日

代表者 住所
団体名
氏 名
TEL

久喜市教育委員会 - あて

下記のとおり利用したいので申請します。

記

1	利用日時	年 月 日 時 ~ 時
2	利用目的	
3	利用施設名称	
4	利用施設名	
5	利用人員	計 人

様式第2号(第3条関係)

様式附2号(第3条関係)

(表)

久喜市教育委員会利用許可書

久 喜 市
年 月 日
第 号

紙

久喜市教育委員会 印

年 月 日付をもって申請がありました集会所の利用については、下記の通り許可します。

記

- 1 利用日時
- 2 利用集会所名
- 3 利用室名
- 4 利用目的 利用許可申請書のとおり
- 5 利用上の注意 利用者心得(裏面)のとおり

(裏)

久喜市教育委員会利用者心得

- 1 集会所を利用するときは、管理人に連絡してからかきを預けること。
- 2 利用者は、特に火氣に注意し、灰皿、ストーブ等の点検を行うこと。
- 3 用具類は、元の位置に整理整頓とし、集会所内をきれいに清掃すること。
- 4 利用費はかぎじまわりを完全にしてから管理人に届けること。
- 5 来たとまより美しく、みんな気持ちよく利用いたししましょう。

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																								
（事務局の組織） 第3条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課等は、同表の右欄に掲げる機関を所管する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th><th>機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学務課</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校給食課</td><td>略</td></tr> <tr> <td>指導課</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>野久喜集会所 栗橋いきいき活動センター 一しずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館 図書館 鷺宮図書館 公民館事業推進室</td></tr> <tr> <td>文化財保護課</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	課等	機関	学務課	略	学校給食課	略	指導課	略	生涯学習課	野久喜集会所 栗橋いきいき活動センター 一しずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館 図書館 鷺宮図書館 公民館事業推進室	文化財保護課	略	（事務局の組織） 第3条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課等は、同表の右欄に掲げる機関を所管する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th><th>機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学務課</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校給食課</td><td>略</td></tr> <tr> <td>指導課</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター 一しずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館 図書館 鷺宮図書館 公民館事業推進室</td></tr> <tr> <td>文化財保護課</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	課等	機関	学務課	略	学校給食課	略	指導課	略	生涯学習課	野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター 一しずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館 図書館 鷺宮図書館 公民館事業推進室	文化財保護課	略
課等	機関																								
学務課	略																								
学校給食課	略																								
指導課	略																								
生涯学習課	野久喜集会所 栗橋いきいき活動センター 一しずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館 図書館 鷺宮図書館 公民館事業推進室																								
文化財保護課	略																								
課等	機関																								
学務課	略																								
学校給食課	略																								
指導課	略																								
生涯学習課	野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター 一しずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館 図書館 鷺宮図書館 公民館事業推進室																								
文化財保護課	略																								